

第2章 公平委員会

○北河内4市リサイクル施設組合公平委員会設置条例

（平成16年8月4日）
（条例第13号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第2項の規定に基づき、北河内4市リサイクル施設組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。